



平成 27 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 セントラルスポーツ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 後藤 聖治
(コード 4801 東証第一部)
問合せ先 取締役 経営企画室長 松田 友治
(TEL 03-5543-1801)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 7 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目的と位置付けております。

利益配分につきましては、中間配当と期末配当の年 2 回の配当を行うことを基本方針としておりますが、会員制スポーツクラブ経営を始めとする当社の主力事業部門が属する産業分野では、技術革新や市場構造の変化が急速に進展してきており、今後とも市場競争力を確保し、収益の向上を図るためには、設備投資、研究開発等の積極的な先行投資が必須であることから、株主の皆様に対する配当につきましては、中長期的な事業計画に基づき、再投資のための内部資金の確保と安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案して検討することとしております。

また、当社は、剰余金の配当等の機関決定に関し、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行うことができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況の下、平成 27 年 6 月上旬、当社の筆頭株主であるセントラルトラスト株式会社（本日現在の保有株式数は 3,639,711 株であり、当社の発行済株式総数（11,466,300 株）に対するその保有する割合（以下「保有割合」といいます。）は 31.74%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、保有割合の計算において同じとします。））に相当します。以下「セントラルトラスト」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。セントラルトラストは、当社の代表取締役会長である後藤忠治及び代表取締役社長である後藤聖治が、それぞれ代表取締役社長及び取締役を兼務する創業家の資産管理会社です。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に考慮のうえ、当社資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株

主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

さらに、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の適正な価格として参考にする市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にする事といたしました。

上記の検討内容を踏まえ、当社は、平成 27 年 6 月中旬に、セントラルトラストに対して、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式 3,639,711 株（保有割合：31.74%）の一部である 200,000 株（保有割合：1.74%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

これを受けて当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 8 月 6 日）に、同日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,315 円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 9.94%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った価格である 2,085 円を本公開買付価格とする旨をセントラルトラストに提案いたしました。その結果、平成 27 年 8 月 6 日に、セントラルトラストより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式 3,639,711 株（保有割合：31.74%）の一部である 200,000 株（保有割合：1.74%）を本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、3,439,711 株（保有割合：30.00%））については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 8 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及び、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 8 月 7 日の前営業日（同年 8 月 6 日）までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,315 円に対して 9.94%のディスカウントを行った価格である 2,085 円とすること、加えて、本公開買付けにおいて、セントラルトラスト以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、220,000 株（発行済株式総数に対する割合：1.92%）を買付予定数の上限とすることを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役会長である後藤忠治及び代表取締役社長である後藤聖治は、それぞれセントラルトラストの代表取締役社長及び取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社とセントラルトラストとの事前の協議には、セントラルトラストの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加していません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成 27 年 6 月 26 日に提出した第 45 期有価証券報告書に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は 5,930 百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	220,100 株 (上限)	458,908,500 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 11,466,300 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 1.92% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成 27 年 8 月 10 日 (月曜日) から平成 27 年 10 月 30 日 (金曜日) まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 27 年 8 月 7 日 (金曜日)
② 公開買付開始公告日	平成 27 年 8 月 10 日 (月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 27 年 8 月 10 日 (月曜日)
④ 買付け等の期間	平成 27 年 8 月 10 日 (月曜日) から 平成 27 年 9 月 7 日 (月曜日) まで (21 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,085 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の適正な価格として参考にする市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

上記の検討内容を踏まえ、当社は、平成 27 年 6 月中旬に、セントラルトラストに対して、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式 3,639,711 株 (保有割合 : 31.74%) の一部である 200,000 株 (保有割合 : 1.74%) を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

これを受けて当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日 (平成 27 年 8 月 6 日) に、同日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,315 円に対して 9.94% のディスカウントを行った価格である 2,085 円を本公開買付価格とする旨をセントラルトラストに提案いたしました。その結果、平成 27 年 8 月 6 日に、

セントラルトラストより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式 3,639,711 株（保有割合：31.74%）の一部である 200,000 株（保有割合：1.74%）を本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、3,439,711 株（保有割合：30.00%））については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 8 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 8 月 7 日の前営業日（同年 8 月 6 日）までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,315 円に対して 9.94%のディスカウントを行った価格である 2,085 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 2,085 円は、本公開買付けの実施を決議した平成 27 年 8 月 7 日の前営業日（同年 8 月 6 日）の当社普通株式の終値 2,514 円から 17.06%、同年 8 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,358 円から 11.58%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,315 円から 9.94%を、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目的と位置付けております。

利益配分につきましては、中間配当と期末配当の年 2 回の配当を行うことを基本方針としておりますが、会員制スポーツクラブ経営を始めとする当社の主力事業部門が属する産業分野では、技術革新や市場構造の変化が急速に進展してきており、今後とも市場競争力を確保し、収益の向上を図るためには、設備投資、研究開発等の積極的な先行投資が必須であることから、株主の皆様に対する配当につきましては、中長期的な事業計画に基づき、再投資のための内部資金の確保と安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案して検討することとしております。

このような状況の下、平成 27 年 6 月上旬、当社の筆頭株主であるセントラルトラスト（本日現在の保有株式数は 3,639,711 株であり、保有割合は 31.74%）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に考慮のうえ、当社資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

さらに、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の適正な価格として参考にする市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

上記の検討内容を踏まえ、当社は、平成 27 年 6 月中旬に、セントラルトラストに対して、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、

同社が保有する当社普通株式 3,639,711 株（保有割合：31.74%）の一部である 200,000 株（保有割合：1.74%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

これを受けて当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 8 月 6 日）に、同日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,315 円に対して 9.94%のディスカウントを行った価格である 2,085 円を本公開買付価格とする旨をセントラルトラストに提案いたしました。その結果、平成 27 年 8 月 6 日に、セントラルトラストより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式 3,639,711 株（保有割合：31.74%）の一部である 200,000 株（保有割合：1.74%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 8 月 7 日の前営業日（同年 8 月 6 日）までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,315 円に対して 9.94%のディスカウントを行った価格である 2,085 円とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	220,000 株	一株	220,000 株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数（220,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（220,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）单元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による单元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等に要する資金

480,700,000 円

（注）買付代金（458,700,000 円）、買付手数料その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、見積額を合計したものです。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付代理人）

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 27 年 10 月 2 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人

株主等」といいます。) の場合はその常任代理人) の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

i 日本 の 居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成27年4月30日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、平成 27 年 8 月 6 日に、セントラルトラストより、その保有する当社普通株式 3,639,711 株（保有割合：31.74%）の一部である 200,000 株（保有割合：1.74%）を本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、3,439,711 株（保有割合：30.00%））については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

③ 当社は、平成 27 年 8 月 7 日に「平成 28 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

（ご参考）平成 27 年 8 月 7 日時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数（自己株式を除く） 11,465,902 株
自己株式数 398 株

以 上